

第 4768 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月10日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 教育資金の一括贈与

Q：教育資金の一括贈与について、文部科学省からも要件等について新たに明らかにされたものがあるそうですが、どのようなものなのですか？

A：次のようなものが明らかにされています。

【解説】

さきごろ、文部科学省から「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」の追加問答が公表されました。

主な問答と概要は、次のとおりです。

①専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/sen_shuu/1332563.htmを参照ください。

②下宿代は非課税の対象でしょうか。対象にはなりません。ただし、学校等の寮費で学校に支払ったことが領収書等で確認できる場合は1,500万円の非課税の対象になります。

③留学の渡航費や滞在費は対象でしょうか。対象にはなりません。

④部活動は対象になりますか。学校の部費で学校名義の領収書等が出るものは1,500万円の非課税の対象になります。また部活動に伴って必要な費用で、学校等から購入するよう依頼されたものは500万円までの非課税になります。

⑤放課後児童クラブ等は対象になりますか。500万円までの非課税の対象になります。

